

審査基準整理票

処 分 名	行政財産の使用許可		
根 拠 法 令 名	地方自治法 (昭和22年法律第67号)	(条項) 第238条の4第7項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	総務部 管財課 財産係		
標 準 処 理 期 間	14日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】 ・文書の名称 【行政財産の使用許可取扱基準】</p> <p>・掲載図書等 【 】</p> <p>・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>[行政財産の使用許可取扱基準]</p> <p>(使用許可する範囲)</p> <p>1 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第238条の4第7項の規定により、行政財産 (教育財産および企業用財産を除く。) の使用の許可をする場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用させる場合</p> <p>(2) 市の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的団体において、公共的活動の用に供するため使用させる場合</p> <p>(3) 運輸事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合</p> <p>(4) 職員又は施設利用者のための福利厚生事業等に使用する場合</p>			

(5) 次のいずれかに該当し、当該施設の使用を認めることが社会的、経済的見地からやむを得ない場合

ア 市の試験研究施設を使用しなければ試験、研究、試作等が困難な場合において当該施設を使用させる場合

イ 隣接地の所有者が市有地を使用しなければ、下水を下水道まで通過させることができない場合等において、下水道管等を使用させる場合

(6) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供する場合等、市長が特にやむを得ない理由があると認める場合

(留意事項)

2 1の取扱いについては、次の事項に留意して処理するものとする。

(1) 行政財産は、市自ら公用又は公共の用に供することを本旨とするものであり、みだりに用途・目的外の使用を許可してはならない。

(2) 使用を許可するにあたっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用させるよう努めることとし、将来市の必要に応じてその使用を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態におくことを原則としなければならない。

(3) 建物の所有を目的とした土地の使用又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部若しくは大部分の使用は、その使用の態様から、普通財産として処理することが適当と認められるので、その取扱にあたっては、特に慎重を期さなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。